

市役所からのお知らせ

骨髄等移植ドナー助成事業を開始します

骨髄等の移植の推進を目的として、事業所などに勤務する人が骨髄等を提供した場合の休業による経済的負担の軽減を図るために補助金を交付します。

●対象 日本骨髄バンクが実施している「骨髄バンク事業」によって骨髄等の提供を完了した人で、次の全てに該当する人

▽骨髄等の提供を完了した日に、市内に住所を有する人
▽事業所等に勤務する人または自営業に従事する人

▽この事業と同様の趣旨の補助金などの交付を受けていない人

▽市税等を滞納していない人

▽平成31年4月1日以降に骨髄等の提供を完了した人

▽暴力団関係者でない人

●補助金額 骨髄等の提供に際して、次のいずれかに該当する入院や通院、面談に必要な日数について、上限を14万円とし、1日あたり2万

円の補助金を交付します。

▽健康診断や自己採血のための通院もしくは入院

▽骨髄等の採取のための入院

▽その他骨髄バンクや医療機関が必

要と認める通院、入院もしくは面談（骨髄等の提供により生じた健康被害のためのものは除きます）

※事業所などが定める休日、ドナー休暇制度や有給休暇制度を利用して取得した休日は、補助金の対象となりません。

●申請期間 骨髄等の提供が完了した日から1年以内

●申し込み・問い合わせ先 健康推進課（カミリーヤ内）☎（920）8611

皆さんの納める保険税が国保制度を支えています

国民健康保険（国保）に加入している皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は日ごろから皆さんが納めている保険税などでまかなわれて

います。保険税を納めない人がいると、国民健康保険事業の円滑な運営が困難になります。

●保険税を納めないでいると

特別な事情なく保険税を長期間滞納した場合、保険証を市役所に返還してもらい、代わりに「資格証明書」を交付します。

資格証明書を病院などの窓口で提示すれば保険診療を受けられますが、医療費の自己負担割合は10割となります。負担した医療費は、申請により、給付割合相当分を滞納している保険税に充当されます。

●どうしても納付が難しいときは

特別な事情などで納期限内の納付が困難なときは、分割納付などでもできますので、滞納のままにせず、納付の相談に早めに来庁してください。

滞納がある場合でも、滞納状況に改善が見られる場合や特別な事情があると認められる場合には、有効期限の短い保険証を交付します。

●問い合わせ先 国保年金課 国保担当

公的年金等の源泉徴収票を送付しています

平成31年（令和元年）中に厚生年金・国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人に「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構から送付しています。

所得税および復興特別所得税の確定申告の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金などの非課税の年金については、源泉徴収票は発行されません。

●源泉徴収票の再交付受付

ねんきんダイヤル☎0570（05）1165（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でかける場合は、☎03（6700）1165

●受付時間

▽月曜日 8時30分～19時

▽火～金曜日 8時30分～17時15分

▽第2土曜日 9時30分～16時

※祝日、12月29日～1月3日は除く。

月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19時まで相談を受け付けます。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

チャレンジ! 食品ロス削減!

売れ残りや期限切れ、食べ残しなど、本来は食べられるのに捨ててしまふ食品を「食品ロス」と言い、現在、国内外で大きな問題となっています。

●食品ロスの現状

日本の「食品ロス」は年間約643万トン発生しています。毎日、1人当たり、茶わん1杯分の食品を食べずに捨てていることになります。これは、食品の輸入大国である日本にとっては非常に「もったいない」ことです。

●食品ロス対策始まる!

昨年10月から食品ロスに関する初の法律「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、社会全体で協力して、食品ロスの削減を推進していくことが義務付けられました。

●私たちにできることは?

食品ロス全体の約4割が家庭から発生したもので、「食べ残し」や「傷んでいた」、「期限切れ」などを理由に捨てられています。

つまり、私たち一人ひとりが「もったいない」を意識することで、食品ロスの大きな削減につながります。

① 冷蔵庫をチエックしよう

同じ食材を買ってしまうなど、無駄な買い物を防ぐために、買い物前に冷蔵庫を確認しましょう。

② 必要な分だけ買おう

お得なまとめ買いをしたけれど、期限までに使いきれず捨ててしまったことありませんか? 必要な時や必要な分だけ買った方がお得な場合もあります。

③ 食材を上手に使い切ろう

残っている食材から計画的に使いましょう。新しい食材から使ってしまうと、残った食材を使い切れずに傷んでしまいます。

④ 食べ切れる量を作ろう

作り過ぎて残ってしまった料理は食べ残しの大きな原因です。家族の体調、予定を考慮して作りましょう。

⑤ 実際に食品ロスを把握しよう

自身の食品ロスを計量することで、廃棄した食材やその理由を客観的に把握し、無駄を省くことができます。

●環境省「食品ロスポータルサイト」を「活用ください」

「食材を無駄にしないレシピ」や食品ロス計量冊子「食品ロスダイアリー」を確認できます。

●問い合わせ先 環境課



消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923) 1741

平日

● 9時～11時45分
● 13時～16時30分

迷惑メール

注文した覚えがないのに「ご注文の美顔器を代金引換便で送る。受け取り拒否をした場合、往復送料と手数料などを請求する」という旨の迷惑メールが届いたという相談が、昨年末から多く寄せられています。

- 注文した覚えがなければ、決して連絡を取らないでください。
- もし商品が届いた場合、受け取りや支払いをしないように気を付けましょう。

注意をしても、さまざまなきっかけで個人のアドレスが迷惑メール送信業者に渡り、このような迷惑メールが送られてくる場合があります。

迷惑メールを受け取ってしまった時は、トラブルにつながらないよう、安全な対処法を心掛けましょう。

●対処法

- 心当たりがないメールは開かず無視してそのまま削除しましょう。URLを開いたり、返信したり、個人情報を入力したりすると、フィッシング詐欺や料金請求などのトラブルのきっかけになります。
- 迷惑メールフィルターを設定しましょう。メールアドレス提供事業者のフィルタリングサービスを使う方法やセキュリティソフトを利用する方法などがあります。

不安な場合は消費生活センターにご相談ください。

